

NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集・発行 和田啓二 事務局 〒703-8234 岡山市中区沢田536-2
電話 (086)272-8896 Fax (086)272-8891 E-mail: info@ombud-oka.com
ホームページ <http://www.ombud-oka.com>

随意契約をやめるよう申入れ

総社市下水処理施設運転・管理業務の
「県議関連会社」との随意契約

光成 卓明

前号で、総社市が下水処理施設の運転・管理業務を、連年同じ会社（高橋戒隆県議の関連会社）に随意契約で委託していること、住民監査請求は棄却されたが監査委員が「見直し」を示唆する意見をつけたこと、をご報告しました。

そこで10月16日、「早く競争入札にしろ」という申入れ書を総社市長に提出します。当日々、重田副代表と総社市在住の会員中田啓司さんが同道して、「なるべく偉い人」に申入れ書を手渡します。

以下、申入れ書の全文です。

第1 申入れの趣旨

下記各業務につき、平成26年度以降、株式会社クラカン及び有限会社中央クリーンに、随意契約により委託することをやめ、競争入札の落札者に委託してください。

記

- ① 総社下水処理場運転業務
- ② 富江・中原・宮ノ後・泉各汚水中継ポンプ場運転業務
- ③ 中原雨水ポンプ場運転業務
- ④ 総社処理区内のマンホールポンプ管理業務
- ⑤ 清音浄化センター運転業務
- ⑥ 清音処理区内のマンホールポンプ管理業務
- ⑦ 山手浄化センター、山手第1・第2各中継ポンプ場各運転業務
- ⑧ 山手処理区内のマンホールポンプ管理業務

第2 申入れの理由

- 1 総社市は、頭書の各委託業務を、長年、①～④については株式会社クラカンに、⑤～⑧については有限会社中央クリーンに、それぞれ随意契約により委託しています。

2 地方自治法第 234 条第 2 項は、地方公共団体は政令で定める場合に該当するときに限り随意契約によりおこなうことができる旨定めています。

同法施行令第 167 条の 2 第 1 項は、上記規定を受けて、随意契約により契約をすることができる場合を同条項第 1 号ないし 9 号に限定しています。

総社市契約規則第 14 条は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号所定の制限金額を、委託契約（「その他の契約」に該当する）につき金 50 万円と定めています。

従って、上記の管理業務を随意契約により委託することは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 ~ 9 号所定の事由がなければ、違法です。

3 総社市においては、上記各契約を、「処理施設の全過程における運転・監視・点検及び調整を行う業務であり、特に水処理を行うにあたり、常に放流水の排水基準を考慮した生物槽の調整が必要であることから、業務内容が特殊であり、契約の相手方が限定される」という理由で、「契約の性質及び目的が競争入札に適さない」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当）として随意契約による契約を行っています。

しかもその際総社市は、見積書を、①~④についてはクラカン 1 社のみ、⑤~⑧については中央クリーン 1 社のみからしか徵せずに随意契約を行っています。

4 しかしながら、

ア 総社市近辺には汚水処理場等運転業務を行う事業者は複数存在しており、どの事業者でも本件業務を十分に行うことができます。

イ 現実に、同種の業務は、①岡山市においては競争入札により、②倉敷市においては複数事業者から見積を提出させたうえで最安値を提示した事業者との随意契約により行われています。したがって、総社市のみにおいて汚水処理場運転等の業務が「契約の性質及び目的が競争入札に適さない」とか、見積もりを徵するべき事業者が契約予定事業者 1 社しかないなどということはありません。

ウ これらの契約の相手方であるクラカン及び中央クリーンは、いずれも 岡山県議会議員高橋戒隆氏の関連会社です。総社市においてこのような随意契約を続けられることは、県議会議員におもねって違法な随意契約を行っているのではないかという疑いを受ける行為です。

5 当オンブズマンは、上記の理由で、本年 3 月、総社市在住会員の名で、総社市監査委員に対して住民監査請求を行いました。監査委員は請求を棄却しましたが、決定中で岡山市・倉敷市の例を引き合いに出し、「委託可能な業者を掌握し、将来的に競争原理を導入できる入札による契約を検討していくとともに、毎年度契約単価、人員、その他経費等を不斷に見直し、契約金額の一層の削減に努めるように」との意見を提出しました。

6 そこで、貴職に対して、監査委員の意見を尊重し、地方自治法の本旨に従って、来年度以降、上記業務の受託者を随意契約ではなく競争入札によって決定する取扱いに改められるよう、申入れます。

裁判は、いま？

光 成 卓 明

前号の会報で、政務調査費裁判のようすをご報告いたしました。あれから4か月。ちょっとは進展があったのかというと、あると見えてなし、なしと見えてある。(柴田鍊三郎じやねえッ!!) いやそこはそれ日本の裁判ですからねえ。で、どこがあるのかないのかと申しますと・・・

岡山市議会

1 H19年度事件

高裁の「360万円」判決が確定したあと、支払いを命じられた市議会の5会派は、今年4月1日から24日にかけて、岡山市に375万8100円を返還しました。(判決どおりに、金利もつけて。) 新風会106万9819円、公明党5434円、ゆうあいクラブ137万3422円、政隆会99万7539円、市民ネット31万1886円。

2 H20年度事件

岡山地裁の619万円判決(新風会132万1449円、公明党5万9079円、ゆうあいクラブ252万8314円、政隆会85万6709円、市民ネット121万9433円、共産党15万9511円、朋友会4万5960円)に対して市・オンブズマン双方が控訴していましたが、8月27日審理が終結しました。高裁の判決は11月28日に言い渡されます。

3 H21年度事件・H22年度事件

岡山地裁で審理中。21年度事件(請求額3301万9473円)はほぼ立証が終わり、あと2~3回の審理で…たぶん来年早々くらいに、終結しそうです。判決は春ころでしょう。22年度事件(請求額3415万1283円)はそれを追って進行中。プラス半年くらいのラグで終結・判決となりそうです。

4 H23年度事件

今年の4月30日にした監査請求(3491万7723円)に対しては、予想どおり、「H19年度判決の線まで任意に返還」(113万6176円)でした。(『判決の線』てもっと行ってなかったか?と首をひねりますが。)

そこで、7月25日に住民訴訟を起こしました。5年度目です。請求総額3374万5292

円。初回の裁判期日が9月25日に行われました。

岡山県議会

1 H21年度事件

『1万円以下、領収書なし』の怪しげな支出も審理対象にしろ、と裁判所に主張したところまで、前号で申し上げました。でも裁判所は消極的。そこで、10月7日、代表・副代表3人の個人名で、追加の住民監査請求をしました。監査委員はたぶん今月中に却下してくれる（県の監査委員で、大きな声じや言えませんが、ホントに期待を裏切らない方々なのです）、来月早々くらいには追加で裁判を起こします。

2 H22年度事件

この年度分については、「1万円以下のけしからん支出」についても監査請求しています。しかし、怪しいセンセイ方は、オンブズマン側が求めている「会計帳簿と1万円以下の領収書を提出してもらいたい」という要求にぜんぜん応じません。そこで裁判所に「帳簿と領収書を提出するよう命令してほしい」と申請しました。知事は猛然と抵抗しており（筋が違うよなあ）、いままさに佳境です。

3 H23年度事件

4月25日にした監査請求（1億3054万4784円）は予想どおりゼロ回答（ほら、県の監査委員って予想を裏切らないでしょう？）。7月19日に提訴し、初回の裁判が10月15日に行われます。

裁判のこれまでの成果（太字で書くね）

1 岡山市議会の政務調査費を、現実に返させました。

確定したH19年度分は375万円。確定間近のH20年度分はおそらく600万円以上。21年度以降も、おそらく同レベル。

2 市議会の将来の政務調査費支出を、確実に減らさせました。

3 県議会の政務調査費支出も、相当程度、確実に返還・減額させられます。

4 県議会の「1万円以下の領収書は出さない」（全国47都道府県・20政令指定都市・42地方中核市の中で『岡山県議会だけ』）の

県辱（大文字で目立つように書くね）

を、確実に廃止に追い込みつつあります。

ほかの裁判

「オンブズマンは最近、情報公開訴訟をやってないじゃないか」と内心ご不満にお思いの皆様。お待たせしました。10月8日、岡山市を相手に、「国保連合会の不適正事務の調査報告書などの非開示決定を取り消せ」という裁判を起こしました。

オンブズマンが最近、情報公開訴訟を起こしていなかったのは、不熱心だったわけではないのです。情報公開訴訟というのは、「阿呆な非開示決定」がないと、起こせないモノなのです。県・市とも、最近そういう「阿呆な非開示決定」がめっきり少なくなっていたのですが、久々に岡山市長がやってくれました。

どういうのかというと、

1 6月1日、山陽新聞に、岡山県国民健康保険団体連合会の不祥事の記事が出ました。某市から出向していた幹部職員が、①出向元の市から管理職手当を上乗せして受け取っていた、②連合会がマンションを借り上げていて、平日はほとんどそこに宿泊しているのに、出向元の市から岡山までの交通費を受け取っていた、③幹部は今年3月までに①、②の金（百数十万円）を返した、④連合会は近く懲罰審査会を開いて処分を検討する、というのです。

2 オンブズマンは、この事件は調査する必要があると考えて、岡山市（「連合会」の出資者です）にこの事件の調査報告書などの開示請求をしました。メディア各社には配布されているものなので、当然開示されると考えていました。

3 ところが、岡山市は報告書の大部分を非開示にしました。「団体の正当な利益を害するおそれがある」というのです。明らかに、お役所同士の不埒なかばいあいです。①オンブズマンをナメとるのか、②最近は情報公開裁判を起こされていないのでたるんでいるのか、③その両方か。よろしい、

では、教育してやるか。

秘密保全法案について

光 成 卓 明

「特定秘密の保護に関する法律案」というものが、だんだんカタチをあらわしてきています。ネーミングが統一されていなくて、「特定秘密法案」「秘密保護法案」「秘密保全法案」いろいろなようですが。①日本は外交・防衛秘密に対するガードが甘いので、②防衛・外交・対テロなどの「守備らないといけない秘密」を「特定秘密」に指定し、③それを漏らしたり漏らさせた場合の刑罰を強くする（10年の懲役刑とか言われていますが、未確定）、という内容の法案です。さきごろ内閣府がパブリックコメントをやり（2週間で9万通のコメントが出て、その77%が反対意見だったそうです。実は私も個人で反対のコメントを出しました）、いま与党の間で調整中だそうです。

外交・防衛情報のガードがいまのままで良いかどうかについては、人によって色々な意見がありましょうし、当オンブズマンはこの種の政治に突っ込むのはあまり趣味ではありません。しかし、「オンブズマンとして、今回の法案について、皆さんに知っていていただきたいこと」がいくつかあります。

1 日本では、防衛秘密や外交秘密は、「秘密」のまま廃棄されています。これと対照的なのはアメリカで、防衛秘密や外交秘密はいったん秘密指定を解除しないと廃棄できませんし、「50年たったら原則として公開する」というルールがあります。「秘密の保護」と「知る権利」とのバランスをとるには、せめてアメリカ並みの知恵を働かせる必要があります。

2 市民オンブズマンおかやまは、十年ほど前、県警の情報が情報公開条例の対象になったとき、モノは試しと、「警察署への弁当の納入についての情報」の開示請求をしてみました。結果は、全部非開示。理由は、「テロの対象になるおそれがある」。

ことほどさように、お役所は「対テロ情報」とか「秘密」の範囲を拡大解釈しがちです。市民が「対テロならしょうがないか」と物わかりの良さを發揮するのは、はなはだ危険です。

3 法案では、「謀議しただけ」「教唆しただけ」で処罰できることになっています。これは日本の法律では極めて異例なのです。これだとどうなるかというと、「しかじかの情報は

秘密だそうだがなんとか出させよう」と相談したり、「固いこと言わないで教えてよ」と頼んだだけで処罰されるかもしれない、ということです。

ですので、「今回の法案」には、オンブズマンは反対です。

皆さんも、ぜひ、ご自分で・・・エラい方々の説明をそのまま信じ込むのではなくて・・・お考えになってみてください。

吉備津彦神社トイレ清掃委託問題

和田 啓二

吉備津彦神社のトイレに岡山市が金銭を支出しているとの匿名情報があり、調べることとした。吉備津彦神社のトイレ情報を探すとインターネット上にも存在する。そして、岡山市発注のトイレ補修工事入札結果も閲覧することが出来た。

神社敷地内のトイレの所有者が岡山市であることは間違いない。それらの情報を参考にまず、現地調査を行った。情報どおり、神社敷地内と思われる入り口の道路から駐車場への進入路付近にトイレがあり、本殿に近い場所にもう一つトイレがあった。

岡山市へ情報収集に行ったところ、担当部署は観光コンベンション推進課であることがわかり、「当該課が所管する岡山市以外の所有の土地に建っているトイレに係る文書」という内容で情報公開請求をした。吉備津彦神社の他、朝日漁港（西宝伝）・吉備津神社・最上稻荷・一乗寺・安仁神社・旭川ダム付近の一角・造山古墳付近のトイレに岡山市が清掃委託料を支払っていた。宗教施設近辺の清掃委託料はいずれも年間支払額が9万円。吉備津神社・稻荷には直接宗教法人か関連法人に支出され、吉備津彦神社の支払先は黒塗りで個人宛と思われる。造山町内会に支払われた委託料の支出先が造山町内会会长となっていることからすれば、付近の住民が支出先と思われる。また、宗教系団体の敷地には、岡山市から借地料は支払われていなかった。

匿名情報者の懸念は、政教分離違反の疑いと思われる。参考となる判例などを列挙すると、

①津市の主催により、市の建設工事に地鎮祭に支払われた費用が争われ、最高裁は目的効果論という基準を設定し、世俗的要素が強く特定宗教の助長や圧迫に繋がらない儀礼的行為

に伴う支出は憲法違反とならないと判示した。

②愛媛県が靖国神社に支払った玉串料の支出は、宗教行為そのものであるとの最高裁多数意見により、憲法違反が確定した。

③白山神社大祭奉賛会法界式に市長が出席して祝辞を述べた行為を最高裁は奉賛会に観光振興的な意義を有し、式典は神社敷地外で行われたとの理由により憲法違反を否定した。

④北海道砂川市の市有地が町に無償貸与され、その敷地内に神社施設が建てられた事案について、最高裁においても憲法違反が認められたが、原告の主張する撤去は認めず差し戻し、結局有償貸与に変更された。

岡山市の護国神社においても、④と同類型で提訴された事案があり、有償で賃借することで和解となつたということである。

吉備津彦神社の事案と判例を比較すると、吉備津彦神社は観光地である吉備路の沿線であるとの主張が可能と思われること、吉備津彦神社に国宝などの文化遺産が存在するかは不明だが、吉備津神社の国宝の存在と稻荷の世俗的観光性などとの比較、神社敷地に賃借料を支払っていないこと、吉備津彦神社の市が関与するトイレは敷地の入り口付近にあり、物理的に参拝者以外も利用可能であることなどを考慮すれば、訴訟で憲法違反と認めさせるには材料不足と判断して、調査を終了することとした。

なお、付け加えておけば神道は宗教ではなく、習俗・文化にすぎず、政教分離を判断する対象となる宗教にはあたらないから、そもそも神道を助長しても憲法違反とならないとする根強い見解が一部に存在する。

しかし、神道が宗教であることに疑問の余地がない上、習俗・文化に行政が差別的圧迫を加えても良いということにはならない。そもそも個人が特定の習俗を採用しようが、無視しようが自由であることが近代法体系では予定されている。敵性スポーツの禁止・特定文化の強要などは政教分離の考えに照らしても許されることではない。

政教分離の精神とそこから導かれる要請はそれらが、次元の異なる分野であるとして、政治と宗教の相互介入を禁止したことにある。習俗を含む文化と政治も次元の異なる分野である。表現の自由の圧迫に当たる可能性と共に、文化と政治の棲み分けを乱すような行政はあってはならない。

第20回全国市民オンブズマン京都大会報告

全国大会参加報告

光成 卓明

第20回全国市民オンブズマン大会が、9月7~8日、京都深草の龍谷大学キャンパスで開催されました。いやーいいな近くて（宿賃は不当（違法？）に高いけど）。去年なんか弘前だもんね…それはそれで楽しいんですが。

今年の主テーマは議会。多いな、最近。まあ突っ込みどころが多すぎる方が悪いか。キヤッチは「このままやつたら、あきまへんどうすなあ議員さん」（なぜ「議員はん」じゃない？）。サブは「政務活動費」（去年の『真夏のパールハーバー』でできちゃった『政務調査費野放し法』のその後）と、「秘密保全法」。分科会が「議会改革」「包括外部監査の活用法」「なんでも」「警察」。（各分科会などについては、それぞれのリポートはどうぞ。）

メインの「議会改革」では、①生駒市の市長さん（弁護士でもと大阪のオンブズマンのメンバー）の入ったパネルディスカッション、②京都、仙台、名古屋、福岡が作った議会質問ほかのランキング・通信簿。

最大にウケたのは、岐阜県瑞穂市長さんのスピーチでした。平成大合併でできた小さな市で、条例を作つて包括外部監査を導入し、3年連続活用賞、しかも「措置」でいきなりのA評価、特別賞を差しあげたところ市長さん自らおいでになって（彼、たぶん弘前でも来ただろうな）受賞スピーチをやつたので

すが。話はうまくて面白いんですけどね——凄くアドレナリンが出てたのです。15分以上やつたな、多分。「柿が名物で」から入つたので予感はあったのですが。演壇横の司会裏方さんと客席前列の幹事さんの間で激しくジェスチャー（「止めようよ」「止めたら失礼でしょ」みたいな）が飛びかい、客席からそれが丸見えで、市長さんも気づいてるけど止まらないモード、見ててそれがわかるから大ウケ。大会（裏）史上に残るスピーチでした。

来年はどうやら盛岡らしいです。いい町ですよー。遠いけど、また行こう。

「警察」分科会報告

東 隆 司

1 まず、「明るい警察を実現する全国ネットワーク」（「警察ネット」）代表の清水勉弁護士から、ネットワークの活動報告が行われました。

警察ネットは、警察組織や警察活動に関する電話相談、面接相談を行い、違法な職務質問等に対し、市民を原告とする裁判の代理人活動を行つているとのことでした。印象に残つたのは、以下のようない話でした。

警察組織では、少数の警察官僚が多数の警察官を支配する効率的な手段としてノルマが設定されており、ノルマは達成すること自体が目的であつて、事故や事件の防止が目的となっていない。そのため、現場警

察官の地味で目立たない仕事ぶりは評価の対象とされない。

しかし、現実の治安はノルマを達成したことで対処できるものではない。

ノルマ達成に関しては、マスコミが全く取り上げないためやりたい放題の状態となっていた。

ノルマの一つに職務質問による犯罪者の検挙というのがあって、東京の秋葉原は、軽犯罪法第1条第2号（人の身体を傷つけるのに使用されるような器具の携帯）の犯罪を行う疑いのある人に対する職務質問の草刈り場になっていた。

平成22年に秋葉原でノルマ職務質問の被害に遭った人が東京弁護士会に人権救済の申し立てを行い、警察ネットが警視庁、警察庁に対し、職務質問ノルマの中止申し入れや職務質問被害にあった人の代理人となつて国家賠償訴訟を提起したところ、秋葉原におけるノルマ職務質問が急激に減少したことでした。

日頃、時期が来ると右折禁止違反が起りやすい交差点近くに隠れて違反を摘発している交通取締の様子を見ていると、ノルマ達成が自己目的化しているという話に納得がいきました。

2 引き続き、原田宏二さんの講演がありました。

原田さんは、元北海道警察の釧路警察本部長の職にあった人で、退職後、警察の裏金作りを公表し、「市民の目フォーラム北海道」の代表をしています。

原田さんは、犯罪防止の手段としていろんな場所に「防犯カメラ」が設置されているが、全ての防犯カメラが警察による市民監視の手段として利用されており、「監視

カメラ」と呼ぶのが相応しいという状況になっていること、警備公安警察は、お客様（警備・監視の対象）がいなくなるのではないかという危機感を持っており、「秘密保全法」の制定を予算と人員確保の絶好のチャンスと考えていること、「秘密保全法」が制定されれば、オンブズマンの情報公開活動も取締の対象となるおそれがあるので要注意であること等について話をされました。

原田さんの講演で印象に残ったのは以下の話でした。

刑事訴訟法197条2項は、「捜査については、公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」旨、警察の捜査権限を定めている。

「捜査」は、具体的な事件について、照会を求める内容が事件の解明上必要という具体的な理由が必要とされているのに、警察はこの照会権限を濫用し、事件とは無関係にあらゆる情報収集のために利用している。

そして、照会を受けた側も、全く無批判に情報を警察に垂れ流しているのが実情である。

また、警察は、犯罪により検挙した人から、DNAを採取し、DNAのデータベース作りを盛んにしているが、指紋や写真は刑事訴訟法に採取、撮影の根拠条文があるが、DNAを採取することについては、法律上の根拠は全くない。法律上の根拠のないDNA採取を放置するのは危険である。

「安全・安心」の旗印を信頼して警察活動に無関心でいると、逆に、「安全・安心」が脅かされてしまうのではないかと気の引き締まる話でした。

「包括外部監査」分科会報告

和田 啓二

今年の包括外部監査分科会は、「活用」をテーマとした。現在、全国の包括外部監査班員は 21 人で、一時より相当増加した。しかし、総務省の制度を廃止する動き・自治体財政悪化に伴う外部監査報酬の低下などにより、自治体監査部局・監査人になりうる者の関心が低下していると思われる。

そして、全国市民オンブズマン連絡会議では、制度発足当初から「包括外部監査の通信簿」を発行し、市民と外部監査人等にある程度活用されていた。しかし、近年「通信簿」の売れ行きが悪くなり、包括外部監査班の赤字を本会から補填し続ける現状に連絡会議内部で批判が生じ、活用されていない活動は止めるべきだとの疑問が出された。班内部でも相当の危機意識を持ち、組織体制を刷新し外部監査の評価から監査報告書の活用へと軸足を移すべく施策を模索している。

分科会では、これまでの分科会より外部監査関係者を多く招聘した。外部監査人・補助者に加え制度的義務づけがないのに外部監査制度を条例で導入した岐阜県瑞穂市の市長と監査部局担当者がパネラーとして参加した。市長は全体会議でも賞賛と飽き相半ばする長舌を振るい注目されたが、分科会では政治家一族により、町長職が 50 年以上独占されていたところ、淀んでいた相対的に人口の多い隣町と少ない町が合併し市となり、人口の少ない町から立候補した現市長が外部監査制度の導入などを公約し当選した経緯が語られ

た。その市長は、「町づくり基本条例」を、パブリックコメントなども活用して定めている。また、毎年「瑞穂市行政改革大綱の年度別実績及び計画の変更」を更新していくその内容も市のホームページから確認出来る。瑞穂市では外部監査人を規制するような言動は一切せず、好きなようにやってもらうとのことだったが会場で補助者の経験を持つ参加者が、外部監査である部局の担当者がさまざまなおもしろい情報を流していた最中、別の担当者が割り込んできて「そんな話をすべきではない」と隠そうとしたというエピソードを披露してくれた。

2,3 のオンブズマンから外部監査報告書を活用して住民監査請求に利用したという報告があったが、参加者の多くは、居住する自治体の監査報告書は見ることがあるが、その他は読んだことがない、監査報告書をどう活用すべきかわからないという意見が多かった。

司会者が地方自治体の議員を何人か指名したが、組織的に活用することはもちろん、組織的に研究・勉強することもほとんど行われていない現状を確認することとなった。

不充分な討議のまま、これから活用法をいろいろ考えてみましょう、監査報告書は意思と行動があれば利用価値がありますという程度のあり当たりの結論だったろうか。

分科会を終えて高知の森さんと瑞穂市の市長と会話の機会があった。市長は建設会社を経営しているとのことで森さんは民間的発想が出来る人と評していた。

今年から光成さんが、班長となるなど岡山は外部から外部監査に貢献してきたとはいえる。これからは、内部的にも外部監査を消化し監査請求等に活用する必要がある。

「議会改革」分科会報告

東 和子

全体会の「議会改革シンポジウム」に引き続き、パネリストの山下真氏（奈良県生駒市長）の参加を得て、「議会改革」分科会が開催されました。

元議員の方々からの発言が多く、本会議、委員会の議論、運営の現状には問題があるということであった。以下、参加者の発言を列挙します。

- ・議員から質問内容についての事前通告があるため、質問も回答も原稿を読むだけである。大勢の行政側職員が出席するにもかかわらず、本会議、委員会ともに議員の単なるパフォーマンスの場になっている。
- ・議員報酬は高いが、選挙で落ちれば0となるという不安定な身分とも言える。そのため、資質の高い議員が登場しにくい。それならば、交通費、日当程度の報酬でした方がよい。
- ・各地で議会ウォッチングの活動が広がっている。議会を傍聴しやすいものにし、市民が議員を育てていくようにしなければならない。
- ・議員は行政を監視する役割をしっかりと務めるべきである。
- ・行政に反問権を与えるべきである（岡山市では今年から実施されているようです）。
- ・議会に第三者の調査委員会を設置すべきである。諸外国には付属機関を持っているところがあるが、日本にはない。是非、この

ことをオンブズマンとして提唱して欲しい。

などの意見が述べられた。

ちょっと違った視点からの意見としては、
・月々、10数万円の報酬と7,000円の政務調査費を支給されて、議員をやっている。この金額の範囲内で活動をするのは非常に厳しい。私は毎日役所に行っていては議員本来の仕事ができないと思っている。
地元で活動することこそ議員の仕事である
(京都の郡部の現職議員)。

・市議の事務所でインターンシップをしているが、市議は毎日、非常に忙しく、精力的に活動している。報酬、政務調査費なども毎月足りないのではないかと思われる(法学部の学生)。

というのがあった。

「市民の側から何ができるのか、地域により事情が違っているが、できることをやっていこう」ということで閉会となつた。

報告は以上です。

わが「市民オンブズマンおかやま」では光成さんを中心に「政務調査費の領収書全部チェック&データ化」にここ数年取り組んできている関係上、政務調査費についての議論を期待していたのですが、この分科会ではほとんど触れられませんでした。

山下氏のシンポジウムでの話の中に「議員の資質を高めるためには市民の無関心を克服しなければならない」というのがありました。今のところ、岡山では議会ウォッチングまでは手が回っていませんが、議会に絶えず関心を向けていることが必要だと思いました。

全国大会に参加して

釣崎悦子

今年も市民オンブズマン全国大会に参加してきました。私は今までに東京・京都(立命館大学)・宇都宮・千葉・岡山・富山・長野・青森の大会に参加していますが、今年は二度目の京都(龍谷大学)でした。

参加者は各地から集まり、初めての人、お馴染みのお顔、元議員、現議員と多種多様でした。

今年の参加者は220名と例年よりやや少なかったのですが、熱気に溢れた光景はいつも変わりませんでした。

分科会は「警察」に出席しました。講演は元北海道警の原田氏でした。原田氏には以前、警察の「裏金」問題で岡山でも講演をしていただきましたが、「秘密保全法」問題でもぜひ岡山で話をしていただきたいと勝手に思っています。

全国大会は楽しいですよ。来年一緒に行きましょう。



活動日誌

裁判関係

- 10月15日「平成23年度岡山県議会政務調査費」返還訴訟 初回(岡山地裁)
- 10月9日「平成22年度県議会政務調査費」返還訴訟 第7回(岡山地裁)
- 10月9日「平成21年度県議会政務調査費」返還訴訟 第13回(岡山地裁)
- 9月25日「平成23年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 初回(岡山地裁)
- 9月17日「平成22年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第7回(岡山地裁)
- 9月17日「平成21年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第13回(岡山地裁)
- 9月4日「平成22年度県議会政務調査費」返還訴訟 第6回(岡山地裁)
- 9月4日「平成21年度県議会政務調査費」返還訴訟 第12回(岡山地裁)
- 8月27日「平成20年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第2回(広島高裁岡山支部)
- 7月25日「平成23年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 訴状提出(岡山地裁)
- 7月24日「平成21年度県議会政務調査費」返還訴訟 第11回(岡山地裁)
- 7月24日「平成22年度県議会政務調査費」返還訴訟 第5回(岡山地裁)
- 7月16日「平成22年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第6回(岡山地裁)
- 7月16日「平成21年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 第12回(岡山地裁)
- 6月18日「平成20年度岡山市議会政務調査費」返還訴訟 初回(広島高裁岡山支部)

振り狂歌(後編)

山野枯木 作

- (その35) 昔懐かし、治安維持法。
懨ぶれど 色にいでにけり 祕密保護法
ものや思うと オバマの問うまで
- (その36) 太平洋へ 垂れ流すの?
放射能 目にはさやかに 見えねども
汚染水には おどろかれぬる
- (その37) 誰におもてなし?
おもてなし 政党助成金や 政調費
原発輸出に 消費増税

コラム

藤井邦昭

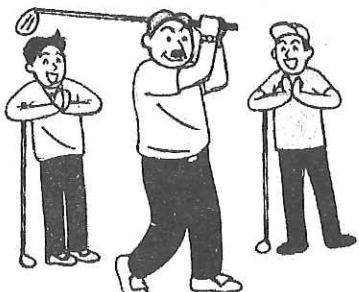
趣味・ゴルフ

ゴルフが趣味。以前感じていたのは、リッチ・紳士・年配といったかなり品格あるスポーツ。今は、子どもから大人までだれでもと言えるものになっている。

出会いは、友人の就職に始まる。スポーツ用品メーカーに勤める彼がゴルフにかかるようになり、1本のクラブをもらった。休日に打ちにかける程度であったものの、野球チームに属していたので主には野球をやることが多かった。また、ゴルフに対してかなりの出費を伴いまだまだやろうとの思いにならなかった。

かなりの年を重ね彼がゴルフ場に職を替え、手軽に気軽にできるものと誘われることとなる。クラブを準備してくれ練習に付き合ってもらいスタートとなる。勤めている会社でも多くの人が、プレーして話題も多くなれコミュニケーションも図られる。入社してすぐに始める人もあり、ずっとひそかにプレーしている人もありかなりの腕前である。

同年で止める人もいるが、これから頑張っていこうと思っている。最大のライバル妻と楽しみたい。特技になることはないであろうが、趣味として続けていきたい。一年を超えた初心者ではないのかなと、気持ちはまだ初心者の藤井邦昭です。

**ご寄附のお願い**

当会は認定N P O 法人の仮認定を受けましたが、さらに本認定取得をめざしています。そのためには3千円以上の寄附者が年平均100名以上必要です。

当会はこれまで、数々の住民監査請求や裁判を通じて議会等の違法な支出を県や市に返還させてきました。このことを更に多くの方々に知ってもらい、ご寄附をお願いする積極的な訴えをよろしくお願いします。